

許可番号 2009001642

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県浜松市東区有玉南町2163番地
氏名 株式会社ミダック
代表取締役 加藤 恵子

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事 阿部 守一



許可の年月日 平成 30 年 8 月 20 日
許可の有効年月日 令和 7 年 8 月 19 日

- 1 事業の範囲
 収集運搬(積替保管を除く。)する産業廃棄物
 ・燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)
 ・汚泥(水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。)
 ・廃油
 ・廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)
 ・廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)
 ・廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
 ・紙くず
 ・木くず
 ・繊維くず
 ・動植物性残さ
 ・ゴムくず
 ・金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
 ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
 ・銲さい(水銀含有ばいじん等を含む。)
 ・がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
 ・ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)
 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を含む。)
 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。

- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

- 3 許可の条件 なし

- 4 許可の更新又は変更の状況
 ・平成 25 年 8 月 20 日 新規許可
 ・平成 30 年 8 月 20 日 更新許可

- 5 積替え許可の有無 有 ・ (無)

市名 該当なし 許可番号 該当なし

- 6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 (有) ・ 無

許可番号 2059001642

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 静岡県浜松市東区有玉南町2163番地
氏名 株式会社ミダック
代表取締役 加藤 恵子

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事 阿部 守一



許可の年月日 平成30年8月20日
許可の有効年月日 令和7年8月19日

1 事業の範囲

収集運搬(積替保管を除く。)する特別管理産業廃棄物

- ・ 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類、又は裏面別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 廃酸 (水素イオン濃度指数 2.0以下のもの、又は裏面別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 廃アルカリ (水素イオン濃度指数 12.5以上のもの、又は裏面別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 感染性廃棄物
- ・ 銹さい (裏面別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 廃石綿等
- ・ ばいじん (裏面別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 燃え殻 (裏面別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 汚泥 (裏面別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件 なし

4 許可の更新又は変更の状況

- ・ 平成25年8月20日 新規許可
- ・ 平成30年8月20日 更新許可

5 積替え許可の有無 有・無

市名 該当なし 許可番号 該当なし

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(裏面に続く。)

別表

| | 鉍 さい さい | ば い じん | 燃 え 殻 | 廃 油 | 汚 泥 | 廃 酸 | 廃 アル カリ |
|-----------------|---------------|--------------|-------------|--------|--------|--------|---------------|
| 水銀又はその化合物 | — | ○ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| カドミウム又はその化合物 | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| 鉛又はその化合物 | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| 有機燐化合物 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | — | — | — |
| 六価クロム化合物 | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| 砒素又はその化合物 | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| シアン化合物 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| PCB | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | — | — | — |
| トリクロロエチレン | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| テトラクロロエチレン | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| ジクロロメタン | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| 四塩化炭素 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| 1,2-ジクロロエタン | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| 1,1-ジクロロエチレン | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| 1,1,1-トリクロロエタン | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| 1,1,2-トリクロロエタン | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| 1,3-ジクロロプロペン | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| チウラム | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| シマジン | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | — | — | — |
| チオベンカルブ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | — | — | — |
| ベンゼン | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| セレン又はその化合物 | — | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| 1,4-ジオキサン | ◎ | ○ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| ダイオキシン類 | ◎ | — | — | ◎ | — | — | — |

- ・表中の「○」及び「◎」は取扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。
- ・表中の「◎」は、取り扱うことができるもののうち、変更許可により追加されたものを示す。